

第2回鎌倉市交通計画検討委員会・特別委員会幹事会 議事要旨

【日 時】平成28年3月17日（木） 18:00～20:00

【場 所】（一財）国土技術研究センター7階第2・3会議室

【議事要旨】

（資料2 （仮称）鎌倉ロードプライシングに関する検討状況（P.2-3 システムイメージ））

（委員）市民への課金の軽減・免除の検討内容については、影響が大きいので資料に記載する際は表現を工夫すべき。

（委員）システムイメージについて、これから審議する事が既に決まった事のように受け取られる恐れがあるので、資料は慎重に作成すべき。

（幹事長）31名の委員で構成する鎌倉市交通計画検討委員会という組織がある。その中で（仮称）鎌倉ロードプライシングの方向性とシステムイメージを整理しており、本資料に掲載している。記載内容については再検討の上、修正する。

（資料2 （仮称）鎌倉ロードプライシングに関する検討状況（P.2-6 鎌倉地域の交通実態の概況））

（委員）（幹事長）鎌倉への交通手段の過年度比較は、調査方法が異なるので誤解を招く恐れがある。資料の内容や出し方をよく検討すべき。

（事務局）資料を再検討し、修正する。

（資料2 （仮称）鎌倉ロードプライシングに関する検討状況（制度全般））

（委員）ロードプライシング以外に方法はないのか。

（幹事長）短期的な道路整備が困難であるという、鎌倉の特殊事情をしっかりと説明すべき。

（事務局）ロードプライシングの検討経緯等について、対応策案を一覧表等で整理する。

（資料3 （仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた検討フロー（案））

（委員）総務省の「徴収できない可能性のある税は設けられない」について、もう1度内容を確認した方が良い。

（委員）総務省の担当者は、ETC とカメラ等で課金と徴収が確実にできるシステムでなければならないという見解であった。

（委員）資料に記載しなくても良いのではないか。

（事務局）今後総務省に内容を再確認するが、記載内容については再検討の上、修正する。

（委員）道路交通法は、別途整理するという認識で良いか。

（事務局）その通りである。今後の検討で必要な項目は追加していく。

（委員）道路交通法と地方自治法等との法解釈の整理が必要。

（事務局）ご意見を参考に、引き続き、制度等に関する検討を進める。

(資料4 制度設計素案(骨子))

- (委員) 制度設計にあたっては、首尾一貫した説明が重要であり、そのためには、目的をはっきりさせることが特に重要である。交通混雑の原因を来訪者と考えると、追出し税のような形になり、域内の交通まで課税対象に含めると、課税根拠が変わってくる。
- (委員) 現在の骨子では、4-1-1に財源調達との記載があり、財源調達のための税ともなっている。
- (幹事長) 正月三が日と同等の交通規制を実施することについては、これまでかなり議論してきたが、それには多大な労力が必要であり、現在のような経済手法による検討となった。
- (事務局) 制度の目的について、再度整理する。
これまでの検討経緯があるので、何故ロードプライシングなのかご理解いただけるよう、資料を整理してお示しする。
- (委員) 市民の負担を免除しない根拠は何か。
- (幹事長) 車がエリア内を走ることには区別はないのではないかと。市民感情もあり、何が公平なのか慎重に議論すべき。
- (委員) 内々交通も混雑の原因になっているため、市民の負担を免除するという訳にはいかないのではないかと。海外では域内住民の負担を軽減した例がある。
- (委員) 鎌倉市の市民は市税を負担しており、市外の観光客等が原因で混雑しているのであれば、市外の観光客等に課税するというのは、論理として分かりやすい。
- (委員) ある程度の制度の正当性を考えると、市民負担が全く無いのではなく、少しは負担して貰うという考えはあるのではないかと。
- (事務局) ご意見を参考に、引き続き、制度等に関する検討を進める。

(資料5-1 海外のロードプライシング事例)

- (委員) 海外事例では、課税主体に交通規制・交通管理権限があるのか。
- (委員) シンガポールは、交通管理者と徴収者等が全て同一である。
- (幹事長) (委員) 可能であれば諸外国の事例(管理者等)と徴収率を調べてほしい。
- (事務局) 海外の事例及び徴収率を調べる。

(資料5-2 ETCシステムの設置)

- (委員) ETCシステムによる課金について、後から機器類等を追加して、プローブ情報を入手する場合は、問題となる恐れがあるので留意すべき。
- (事務局) ご意見を参考に、引き続き、システム等に関する検討を進める。

(資料5-3 導入にあたっての制度の整理(道路法))

- (委員) 道路法の「道路無料公開の原則」の解釈については、どのように整理するのか。
- (委員) 道路法の解釈については、無料公開の原則は、法では無い。一方で、道路整備特別措置法では、一定区間を通過することに課金しており、鎌倉市のケースは、法解釈として成り立つ。
「道路無料公開」というのは、法原則でも何でもなく、道路法のもとでの実態にすぎない。
課金を違法というための主張であれば、内閣法制局の見解が示されるべき。
道路整備特別措置法は、一定区間の走行に課金している。一方、鎌倉市のケースは、一定地域の通過に課金するものであり、これとは前提を異にする。

(幹事長) 道路に対して課金するのではなく、エリアに入る際に課金するということを伝え、ロジックを組み立てたい。

(事務局) ご意見を参考に、引き続き、制度等に関する検討を進める。

(その他)

(事務局) 資料を修正の上、HP 等で公表したい。次回開催は5月頃を予定している。

以 上